

椎の木

SHII-NO-KI

1

2015 新年号
No.163



目黒の歳時記：目黒銀座商店街の新春初売りと餅つき

平成 15 年に目黒区役所が中央町から、現在の上目黒 2 丁目へ移転したことを記念し開催したイベントは、本年度で 12 回を数えます。餅つきや鏡開き、抽選会や縁日などが催されます。餅つきがはじまると、白の周りに自然と子供たちが集まり、「やらせてー」「やりたいなー」の声。重たい杵を頑張って持ち上げて、「よいしょーっ!」。地域の皆さんとの楽しい餅つきとなります。日本文化を伝承しつつ、活力ある地域振興の発展に努めています。

Contents

目黒の歳時記	1	税制改革提言	10
新春対談	2	健康エッセイ(3)	12
税務署からのお知らせ	6	外国人留学生のお国紹介(9)	13
納税表彰式	7	よくわかる事業承継 第 2 話	14
都税事務所からのお知らせ	8	イベント情報	16
区役所だより	9	表紙写真一般募集／編集子／編集後記	18



目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

新春対談



中林署長
相馬会長

司会…新年あけましておめでとうございます。

新年を迎え、中林英夫目黒税務署長と相馬熊郎目黒法人会の新春対談を行います。私は司会の副会長（広報委員長）の倉持三夫です。

中林署長、相馬会長に年頭のご挨拶をお願いします。

署長…新年あけましておめでとうございます。目黒法人会の会員の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

会長…新年あけましておめでとうございます。念頭にあたり、会員の皆様、社員の皆様に新年のお慶びを申し上げます。公益社団法人5年を迎えますが、偏に目黒税務署をはじめ会員の皆様のご支援、ご理解のお蔭であります。心より御礼申し上げます。本年が明るい年となりますよう祈念いたしますとともに、格別なるご厚情をよろしくお願い申し上げます。



司会…中林署長、新年を迎えての抱負をお願いします。

署長…まもなく確定申告が始まりますが、今年から確定申告会場が渋谷に移りますので、確定申告事務の円滑な運営に努めていきたいと思っています。そのためにも私を含めて職員全員が健康でありたいと思っています。

司会…相馬会長、新年の抱負をお願いします。

会長…今年の干支は「未」。「未」は羊で、「羊」は約1万年前に家畜化され、十二支の中でも牛や馬などと並び人間との関わりをもつ動物です。紙が発明される以前は羊の皮を利用して、羊皮紙が作られたそうです。牧羊で馴染み深いためか羊に関

する漢字が多くあります。例えば「大」と「羊」で「美」、「土」と「羊」が変化して「幸」、羊はめだたい善良な動物であり、同じ行動を取って大勢で暮らすことから、「群」の漢字が作られたと言われています。「未」の方の性格は、穏やかで人情家で、頑固ともいえる芯の強さを持ち、大人しそうでありながらファイトがあるとされています。

富の象徴であります「羊」の年の今年こそ、低迷する日本経済が再生復活を願い、行政、市民、企業、目黒法人会が協働して、自然の恵みと社会基盤の充実した住みやすく魅力的な地域づくりに貢献でき、明るい展望の持てる年であってほしいと期待しています。

司会…署長はお正月をどう過ごされましたか。

署長…我が家では特に新年の行事らしいものはしていません。

せいぜい年に一度くらいはと思って、足利税務署勤務時に知った某酒蔵から、普段買わないようなお酒を買って飲むくらいでしょうか。

司会…今、中林署長から、お酒のお話がでしたが、お酒は何がお好きですか。

署長…お酒は何でも飲みますが、日本酒が好きですね。今の時代、どこ

の地酒もとてもおいしく、純米酒、特別純米ならなお結構です。3年前に、足利税務署の署長をしていた際、東京では、馴染みの少ない栃木県下の日本酒を、いろいろたしなみましたが、美味しかったですよ。また、日本酒だけではなく、ポリフェノール吸収のために、赤ワインも薬用酒だと称して飲んでいました。

司会…署長のお話をきいて、栃木県の日本酒、私も試してみたいくなりました。

相馬会長はお正月をどう過ごされましたか。

会長…普段はせわしく動き回っていますので、お正月は寝正月で家族と一緒にのんびり過ごしました。年末は癒しを与えてくれるお寺に、年始は夢を叶えてくれる神社へ初詣をいたしました。私は鶴岡八幡宮にお参りに行きました。

お正月をどう過ごすかで、その年の良し悪しが決まるような気がします。ですので、新年の抱負を考えます。昨年の反省をしっかりとしないと、また、一緒になってしまいますので。大きすぎる目標も良いのですが、達成できる小さな目標を沢山作った方が充実するようです。悪いことやネガティブなことは考えず、とにかく笑って過ごすことが重要だと思います。



中林目黒税務署長

す。正月三日はあつという間ですね。

司会…目黒税務署に着任されてからの、目黒税務署管内の印象はいかがでしょう。

署長…去年が私の干支である午年ということ、目黒の地名の由来もあつてか、縁あつて目黒署の署長になったのかなと思っています。「未」は南から西へ30度の方角ですから、丁度、目黒区の辺りではないでしょうか。

今、「中目黒」というとお洒落なイメージがあるのですが、阿波踊りが盛んであったとは勉強不足でした。

法人会のある役員の方が、中目黒は「山の手の下町」という表現をされていましたが、その言葉がマッチしているような気がします。

そして、「自由が丘」。昨年の「女神祭」に行きましたが、何十万人

という、こんなに沢山の人がいらつしやるお祭りとは思っていませんでした。

目黒管内、まだまだ拝見していない地域も多数あるのですが、さすがに人気のある地域だと感じています。

会長…都心へのアクセスも良く、閑静、安全安心で住みやすく、調査では毎年住んでみたい地域の上位になつていのはよく納得できます。

伝統的な神社仏閣が多く、新年の初もうでや秋の例祭等はそれぞれ盛大に行われます。秋の例祭は沢山ありますが、大鳥神社を紹介いたします。

大鳥神社の西の市は大勢の参拝客で賑わい、境内は小さきまぎまぎの熊手を売る店がひしめき「家内安全、ますます繁盛！」の掛け声が方々から飛び交い、手締め音が響きます。「福をかき込む」縁起物の熊手は年々1寸(約3センチ)づつ大きくするのが習わしになつていま

す。商売繁盛を願い、一の酉、二の酉の市が開かれ、三の酉の年は火事が多いという俗説があります。

司会…中林署長のご出身地や子供の頃のお話をお聞かせ下さい。

署長…私は、三重県松阪市の出身です。昨年の夏の甲子園で準優勝した三重高校が実家の近くにあります。

松阪というと、松坂牛を思い浮かべる方が多いかと思いますが、国文学者本居宣長を輩出し、江戸時代には松阪木綿で名を馳せた商業地域であり、三井家発祥の地でもあります。昔から伊勢乞食という言葉があるくらいで、気候温暖でそのあたりを歩いていれば何か食べ物になつていくということから由来したそうですが、東京近郊に住むようになってからは、こちらの方が温暖で、日本で一番住みやすいところであると感じています。

1. 神仏を崇拝すること
 2. 勤儉を守り、贅沢をせぬこと
 3. 稼業を大切にすること
 4. 借金をせぬこと
 5. 投機に手を出さぬこと
 6. 政治に関係せぬこと
- 今でも、自分への戒めとしています。

司会…相馬家の家訓は、厳格ですね。

中林署長、国税局に入られた動機をお教え下さい。

署長…大学1年生の時、丁度、第一次オイルショックがあり、その後、採用を手控え始める大手企業も出てきて、先輩方が就職に苦労していたのを見て、公務員試験を受けようと思ったのがきっかけです。

司会…就職難の頃だったんですね。

署長…もし、数年違えば、違う職業に就いていたかもしれませんね。そう考えますと、この職場に入る運命だったのでしょうか。

司会…お二人の座右の銘をお教え下さい。

署長…「行雲流水」です。

これは、雲のようにのびやかな心を持ち、水のように何事にもとらわれない自由な生き方をしなさいということなのですが、なかなか凡人にはそのような生き方は難しく、そう

ありたいということです。

「人生で大事なことは、自分がどこににいるかではなくて、どこに向かっているかである」という言葉も好きです。

会長…「質実・質素・可憐」です。平凡ながら、企業経営者として、バブルや長い不況等を経験したものと、この言葉を忘れないようにしています。

司会…お二人の趣味や休日の過ごし方を教えて下さい。

署長…なるべく体を動かすようにしています。ウォーキング、ゴルフ等、いろいろやっています。目黒税務署に転動してからは、電車での通勤時間が長くなったおかげで、最近読書、特に東野圭吾にハマっています。

司会…私もできるだけスポーツジムで汗を流すようにし、気力と体力の維持を心がけております。

会長はいかがでしょうか。

会長…スポーツをするのも観るのも好きです。体力を維持するために、毎朝腕立て伏せを80回3セット、バーベル55kgを20回3セット行っています。

また、畑を耕しいろんな野菜、花を栽培することが大好きで、嫌なこと、悲しいことは頭から外すように



相馬目黒法人会長

しています。生涯で今が一番幸せと思うようにしています。

司会…中林署長は、前任で、税務大学校の主任教授をなさっていたということですが、どのような研修をされていたのですか。

署長…直前は専攻科という裁判例をもとにして討議を行い、法令解釈等のセンスを磨くというかなりハイレベルの研修を担当していたのですが、税務大学校では、いろいろな研修を行っています。高校卒業後の国家第三種試験採用の普通科と呼ばれる研修や、大学卒業程度の者を対象とした国税専門官試験採用の専科と呼ばれる研修があるのですが、実は私、この二つの研修も担当させていただきました。普通科研修は、採用後、すぐ職場に配属されるのではなく、一年間全寮制で、一部屋二人の共同生活で研修を行います。

会長…一年間も全寮制ですか。

署長…そうです。この一年間で、業務のことばかりではなく、短大卒業程度の一般教養を身につけてから、各職場に配属されます。専科研修は、税務全般の研修を行います。大学卒業程度で採用対象ということですが、最近では、大学を卒業して、いったん就職をした方や、大学院を卒業してから採用される者も多くなり、研修を受ける職員の年齢や社会経験に大きな差があるように感じます。私が研修を受けていた時代とは、ずいぶん変わりましたね。

司会…署長、ありがとうございます。初めて、税務大学校での研修についてお聞きしました。

会長…そうですね。税務の職場に配属されるまで、一年間の研修を経て、現場に出されるという貴重なお話を聞くことができましたね。

司会…最近興味を持った事や楽しみにしていることはございますか。

署長…やはり、目黒地域に関心があります。というのも、16年程前の雪谷税務署勤務以来、あまり城南地区には縁がなかったものですから、地域自体、とても興味深く、新鮮です。

あと、2020年の東京オリンピックは楽しみにしています。1964年の東京オリンピックは、

私がまだ小学校4年生の時でした。男子体操とレスリングが強かったことを覚えています。私にとつては、1972年のミュンヘンオリンピックと冬季札幌五輪の方が印象深いのですが、あと5年で東京開催、本当に楽しみです。

司会…相馬会長はいかがでしょうか。

会長…自分の道しるべをさがしてみたい。先のない時代に重要な判断を下すには、歴史観といえますか経験が必要です。チャールズは「過去をより遠くまで振り返ることができれば、未来もそれだけ遠くまで見渡せるだろう」という言葉を残しています。今日明日のことを考えるためには昨日の記憶だけでいいですが、長期的なビジョンを描くためには、紡いできた歴史、経験や知恵が何らかの形でちゃんと残されているか、それを未来のためにどう役立てられるか、自分の道しるべを探すために、もう一度点検してみたいと思います。

司会…中林署長、これからの目黒法人会と目黒税務署との関係について伺います。

署長…私は、雪谷税務署で法人第一統括官や、足立税務署で法人担当副署長などの経験から、いろいろな法

人会の方々とお付き合いさせていただきました。税の協力団体の一つである「法人会」は、どこもすばらしいところばかりです。目黒法人会は、昨年、東京国税局長表彰を受賞されました相馬会長をはじめ、役員の方々を中心として、活気のあるさまざまな事業を展開されておられます。「税の良き理解者」、「税の良きパートナー」として、私も行政では、なかなか行き届かない細かいところまで、お手伝いいただき、支えられています。本当になくてはならない存在だと感じております。

司会…それでは、e-Taxについてお願いします。

署長…今後益々行政の効率化が求められる、ICT化の進展も著しいことから、このシステムの普及は円滑な税務行政の推進に欠かせません。最初の設定をためらって、まだご利用していない方は、是非、一度ご利用いただき、その利便性を実感していただきたいと思います。

司会…目黒税務署ではe-Taxの普及推進に力を入れておられます。目黒法人会として、相馬会長はe-Tax普及についてどのようにお考えでしょうか。

会長…e-Taxの利用普及推進につきましても、法人会として全面的

に協力しております。税務当局及び目黒関係団体等とも連携しながら、電子申告の意義の重要性を訴え、役員企業100%、会員企業70%以上を目標に、会員のより一層の利用率向上に努めてまいります。特に「税理士による代理送信」及び「ダイレクト納付」の利用勧奨を行って参ります。法人会の役員の皆様は、町会関係者が多く、e-Taxのポスターを街の掲示板などへの掲示のお願い、役員の皆様の事業所に掲示していただくよう働きかけることも今年は検討していく必要があると考えております。

司会…私も広報委員長として、e-Tax普及推進の広報PRにご協力させて頂きます。

署長…大変心強いお言葉、ありがとうございます。どうぞご協力お願いいたします。

司会…相馬会長から目黒法人会として税務行政に対する要望をお聞かせください。

会長…「税」は国の根本であり、税務行政が果たす役割は非常に大きいものです。税務行政協力の公益事業として、広く一般の企業や市民にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及に資するため、決算法人説明会、新設法人説明会、税制改

正説明会をはじめとする税制関連の研修・セミナー等の充実を図るとともに、有益な資料を作成する等、税関連コンテンツを拡充することにより、会員及び一般の企業や市民に対する適切な広報活動を実施していきます。将来を担う小学校の生徒等に対する租税教室、税に関する絵はがきコンクールの充実に努める他、「税を考える週間」への協賛行事等を積極的な実施等に今後ともご協力、ご支援、ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。

署長…親会のみならず、女性部会、青年部会、各支部単位での活発な活動は素晴らしいと感じています。

今後とも、現在の活動を維持されることを大いに期待します。

司会…目黒法人会の今後の事業活動についての展望を、相馬会長にお願いいたします。



倉持広報委員長

会長…わが国有数の会員規模を有することが法人会の大きな社会的価値であると考えますと、昨今の会員数の減少は法人会にとつて極めて重大な問題であると認識しています。

国の根本は「税」であり、国民の果たすべき責任は「納税」ということとなります。法人会は「納税意識の向上」を掲げ、ともに切磋琢磨しようという方々が集う「よき経営者」の団体ですから、わが国にとつてこれほど大事な組織は他にないだろうと思います。法人会の存在意義ともいえます税を中心とした公益事業の充実と税制等の調査研究が反映されるよう関係機関に対して要望活動の建設的提言を展開する等、法人会自身もつと「国のために、地域社会のために何ができるか」、さらには「会社や社員や家族のために何ができるか」を日々真剣に考え、積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

司会…中林署長、相馬会長におかれましては、新年の大変お忙しい中、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

会員の皆様におかれましては今年が最良の年でありますようご祈念申し上げます。新春対談を終わらせていただきます。

税務署からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の申告作成会場は、
ベルサール渋谷ファースト となります（詳しくは同封チラシをご覧ください。）

復興特別所得税の 記載漏れにご注意ください！

平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようにご注意ください。

還付申告の方を含め、申告される全ての方について、「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

国税庁ホームページ

確定申告

検索

申告書はご自分で作成して提出はお早めに。

平成26年分申告相談及び申告書の受付期間（土、日及び祝日除く）

所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税	平成27年2月16日(月) から 3月16日(月)
贈 与 税	平成27年2月 2日(月) から 3月16日(月)
個 人 事 業 者 の 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	平成27年1月 5日(月) から 3月31日(火)

納税は、振替納税をご利用ください。

平成26年分の確定申告分の振替納付日

所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税	平成27年4月20日(月) (振替納税を利用しない場合の納期限：3月16日(月))
個 人 事 業 者 の 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	平成27年4月23日(木) (振替納税を利用しない場合の納期限：3月31日(火))

* 振替納税をご利用いただくためには、事前の手続きが必要です。

◎ 国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます。

所得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 確 定 申 告 書
青 色 申 告 決 算 書・ 収 支 内 訳 書
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 確 定 申 告 書・ 贈 与 税 の 申 告 書

が作成可能！

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。
- 国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務手続に関する申請・届出様式を掲載していますので、是非ご利用ください。



国税庁ホームページで申告書が作成できます。

詳しくは

確定申告

検索

おめでとうございます

平成26年度 納税表彰受彰の方々 (法人会関係)

目黒税務署主催の平成26年度納税表彰式が平成26年11月13日(木)に、目黒区総合庁舎大会議室にて厳粛に執り行なわれました。

目黒都税事務所長をはじめ目黒区長、目黒区内の主要団体の代表者のみなさまの臨席のもと、多年にわたる申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚、税知識の啓蒙に尽力され、円滑な税務行政の運営に貢献された功績により左記の方々に、中林目黒税務署長からそれぞれ署長表彰、署長感謝状が贈呈されました。

目黒税務署長表彰受彰者 (順不同)

理事・第8支部支部長
和泉田 勲 殿
三都屋畜産(株)代表取締役
第11支部副支部長
佐藤 昌子 殿
(有)佐藤電気専務取締役
源泉部会副部長
広瀬 猛 殿
(株)小笠原計器制作所 理事

以上の方々の他に、目黒青色申告会から常任理事 宇野恵蔵殿、常任理事 安藤ふじの殿、目黒区納税貯蓄組合連合会から常任理事 白子君代殿の3名が受彰されました。

目黒税務署長感謝状受彰者 (順不同)

第5支部副支部長
小西 次郎 殿
(株)小西製作所代表取締役
理事・源泉部会副部長
濱田 洋右 殿
(株)東京ダイヤモンド工具製作所 常務取締役
第6支部副支部長
黒澤 清和 殿
(有)黒澤製作所代表取締役
第11支部副支部長
後藤 栄太 殿
ゼネラルボンド(株)代表取締役
以上の方々の他に、目黒区納税貯蓄組合連合会から常任理事 李成泰

殿、目黒青色申告会から事務局長 藤森義仁殿、女性部会幹事 栗山シズエ殿、支部会計 石川宏之殿、支部幹事 宮崎正子殿、目黒酒販協議会から理事 小林秀樹殿の6名が受彰されました。



東京国税局長表彰受彰者



公益社団法人
目黒法人会会長
相馬 熊郎 殿
(株)手塚興業社
代表取締役

平成26年11月5日(木)KKR東京において平成26年度東京国税局長表彰式が執り行われました。

多年にわたる税務行政への貢献、功績に対し、目黒法人会から相馬熊郎会長が表彰状を受彰されました。

東京都目黒都税事務所長感謝状受彰者



公益社団法人
目黒法人会副会長
八木 佑幸 殿
新日本度量衡器(株)
代表取締役

平成26年11月7日(金)目黒区総合庁舎において平成26年度東京都目黒都税事務所長感謝状贈呈式が執り行われました。

多年にわたる東京都税務行政への功績に対し、目黒法人会から八木佑幸殿が感謝状を受彰されました。

目黒都税事務所からのお知らせ

事業主の皆様へ

従業員の個人住民税は、給与から差し引く特別徴収で！

特別徴収とは・・・

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。

従業員（給与所得者）の個人住民税は、特別徴収が原則です。

東京都と都内全 62 区市町村では、平成 26 年度から平成 28 年度を推進期間として、オール東京で特別徴収を推進しています。ご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ】

特別徴収への切り替え方法等については、従業員がお住まいの各区市町村へお問い合わせください。特別徴収推進にかかる取組については、主税局徴収部個人都民税対策課支援係（03-5388-3039）まで、お問い合わせください。



個人住民税 PR キャラクター
ぜいきりん

～ 23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

1 月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成 27 年 1 月 1 日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成 27 年 2 月 2 日（月）

詳しくは、「申告の手引き」又は主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告（eLTAX:エルタックス）もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

エルタックス (地方税ポータルシステム)



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー



ホームページ <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

クリック

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (IP 電話・PHS から: ☎ 03-5500-7010)

※ 午前 9 時から午後 5 時まで (土日祝祭日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

【お問い合わせ先】資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係

都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

区役所だより

◆健康・衛生一ロメモ◆
魚の寄生虫と
ノロウイルスに注意！

アニサキス

サバやサンマなどの魚介類には、食中毒の原因となるアニサキスという寄生虫がいることがあります。アニサキスによる食中毒は、寄生された魚介類を刺身や酢じめで食べると発症し、サバやサンマの旬である秋から冬に増加します。

体内に入ると、多くの場合8時間以内に激しい腹痛が起こり、吐き気・嘔吐などを伴うこともあります。アニサキスによる食中毒が疑われる場合は、速やかに受診してください。

予防策は、

- ①加熱調理する
- ②マイナス20℃で24時間以上冷凍する
- ③生で食べる際は新鮮なものを選んで早期に内臓を除去した後、低温（4℃以下）で保存する。
- ④内臓を生のまま食べないの4つです。

ノロウイルス

秋から春はノロウイルスによる集団感染が増加します。近年は、ウイルス感染した食品取扱者を介して、汚染された食品から感染する事例が増加しています。

ウイルスが体内に入ると、1～2日で下痢・嘔吐・腹痛・発熱などを起こします。

感染しても症状が出ずに、ウイルスを便と共に排出する場合もあります。

ノロウイルスの食中毒を防ぐには、

- ①石けんでの十分な手洗い
- ②中心部まで加熱
- ③調理器具の洗浄・消毒
- ④発症時は調理しないなどの対策が必要です。

問・生活衛生課食品衛生指導係

☎5722-9507

表1 原動機付自転車・オートバイなどの
主な変更後の軽自動車税額

車両の区分		年税額
原動機付 自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー (50cc 以下)	3,700 円
軽二輪	125cc 超 250cc 以下	3,600 円
小型二輪	250cc 超	6,000 円

税制改正に伴い、次のとおり軽自動車税の税額が変わります。

①原動機付自転車や125cc超のバイクなどの車両(表1)
登録されているすべての車両の税額が、平成27年度分から変わります。

軽自動車税が
変わります



表2 三輪以上の軽自動車の主な変更後の
軽自動車税額・重課税適用

車両の区分			年税額	重課税適用
軽三輪			3,900 円	4,600 円
軽四輪	乗用	自家用	10,800 円	12,900 円
		営業用	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,800 円	4,500 円

問・税務課納税係

☎5722-9826

②三輪以上の軽自動車(表2)
平成27年4月1日以降に新車登録した車両から、税額が変わります。
また、28年度分から、環境負荷の軽減を進めるため、新車登録から13年を経過した車両は重課税適用となります(電気自動車などの一部の車両を除く)。

法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業活性化のための税制措置の確立と 聖域なき行財政改革の推進を強く求める！

法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人 全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、「社会保障と税の一体改革と今後のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「国と地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国85万会員の声として、財務省、中小企業庁、自民党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 社会保障と税の一体改革 と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に 対する基本的考え方

○我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。

○改革に当たっては、いかに給

2. 消費税引き上げに伴う 対応措置

付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。

○消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なか、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」

の効果等を検証し、中小企業

が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

○事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えてるので、導入の必要はない。

3. 財政健全化に向けて

○財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。

○消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

○国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

○社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。

○「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならぬ。

5. 共通番号制度について

○マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

○個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

○復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率

は35・64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである（法人実効税率20%台の実現）。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい（代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべき）。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する（こじ）。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含め、本則化することを求める。

○小額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し、本則化することを求める。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなるとは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であり、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税

制の創設を求める。

III 国と地方のあり方

○地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。

○地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

IV 震災復興

○被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

提言の全文は「全法連ホームページ」をご覧ください。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

健康エッセイ

冬を若々しく健康に

株式会社 j a s t

会長 安田 祥子

街を歩く人の背中も寒さとともに丸くなってきています。年齢を重ねても冬を生き生きと健康に過ごしたいものです。快適に過ごすには適切な栄養補給は欠かせません。

お鍋やシチュー、ほかほかのおでんなど冬の食卓は家族や友人と囲むのが一番ですね。でもインフルエンザや風邪などに罹ってしまったら、そんな楽しみとも縁遠くなってしまう。冬にピークを迎えるインフルエンザの予防と背筋を伸ばして若々しく過ごすための秘訣の一部をご紹介します。

まずインフルエンザですが、ウイルスが身体に入りこむのを防ぎたいものです。インフルエンザウイルスは殻を被っていますが、この殻はアルコールに弱く、アルコールで消毒されると身体に入りこむことができません。ご自身で消毒用スプレーを作ってみましょう。

【簡単消毒用スプレーの作り方】

市販の無水エタノール（アルコール）に精製水（両方とも薬局で購入できます）を等分に混ぜます。（アルコール濃度50%）そこに殺菌作用のあるティーツリーなどのアロマを1〜2滴アルコールで乳化させて小さなスプレー容器に入れて常備してください。外出時の食事やトイレを利用になった時など、その都度消毒すると良いでしょう。

アルコール濃度があまり高いと、私たちの皮膚もウイルスの殻と同様にタンパク質ですので、皮膚にダメージを与えかねません。アルコール濃度は50〜70%程度が良いでしょう。「お酒で体内の消毒」はインフルエンザ予防にはなりませんので、念のため。

今、エボラ出血熱という恐ろしい病気が話題になっていますが、エボラウイルスもインフルエンザウイルス同様やはり殻を被っています。そのため外出時にはしっかりと消毒する習慣をつけておくことも大切

です。

感染症では自分の免疫力を高めることで、予防が可能になることもあります。ただし、免疫力は高すぎても低くてもいけません。免疫度チェックには、まず排便の状態を知っておきましょう。便秘や下痢など腸の状態が悪いと私たちの身体を守っている免疫細胞の活躍に支障をきたします。腸には免疫細胞の70%が集まっていると言われていいますので、腸がきれいなことは身体を守る第一歩です。腸の状態が悪いと栄養を吸収する力も低下します。風邪などからの回復が遅れてしまいます。また、免疫細胞は笑うと活性化すると言われていますので、額に縦ジワを作らないことも大切です。笑顔で過ごすことは、インフルエンザなどを寄せ付けない大切な手段なのです。

最後になりましたが、運動も健康づくりには欠かせません。必死の形相で運動しなくても大丈夫。楽しい研究報告がありますので、ご紹介しましょう。階段を1段上がる寿命が4秒伸びるそうです。15分で1分ですね。駅の階段を上るとき、そう考えれば辛くない上に、数えながらゆつくり上れば、階段での転倒事故も防げて一石二鳥です。

安田祥子（やすだあきこ）

京都市生まれ

47歳の時、夫の赴任先である米国で知ったサプリメントを利用したことで、長年の虚弱体質から健康となり、それを契機に独学で分子生物学や栄養学を学び始める。その後、フリーライセンスクターの資格を取得数万件ものサプリメントに対する質問や疑問に応じているうちに、健康・病気のサプリメントを体系的に知ることが非常に大切であると考える。高齢化社会に向かう我が国で、『健康に生きる』ことの重要性を強く感じ、ヒトにはそれぞれ異なった健康の形がある、多くの方が健康に過ごすための道筋を提供することを目的に2010年日本サプリメントセラピスト協会設立代表を務め、サプリメントアドバイザー、メディカルアドバイザー育成にあたる。

2014年10月株式会社 j a s t 設立、代表取締役会長として現在に至る。

外国人留学生の お国紹介(9)



東京大学大学院生
余 錦澤
(中華人民共和国)

中国の広東省からまいりましたユ・ジンジェ(余錦澤)と申します。東京大学大学院情報理工学系研究科の博士課程にいます。これから故郷の広東省を紹介いたします。

広東省

広東省は、中国の大陸の一番南に位置しています。あまり日本人に知られていないかもしれませんが、香港というところがあるでしょう。実は、香港はかつて広東省の一部でした。約170年前のアヘン戦争後、



イギリスの植民地となりました。広東省の文化は香港を通して世界に知られています。

広東語

中国語には1万以上の方言があると言われていますが、広東語を母語として使う人が一番多いでしょう。広東省では、省都の広州を始めとして、広東語が



広く話されますが、省東部から北部では客家語(ハッカ語)が、最東部では潮州語が話されています。閩南語(ミンナン語)

や普通語(北京語)を話す人もいます。私は広東省の真ん中で生まれたので、広東語が母語です。

龍舟(ドラゴンボート)

広東省は様々な文化が混ざり合い、独特な風習があります。その中にドラゴンボートがありますがご存じでしょうか。中国語で龍舟(リウチュウ)とい、名前の意味通り龍の形の船で、龍舟賽(ドラゴンボートレース)で使用されます。どの舟もたいいて龍の頭と尾が装飾され、大きな太鼓が載せられます。広東省では、旧暦5月5日に、楚の時代(紀元前4世紀(3世紀))の政治家で詩人である屈原を記念し端午節という祭りを行います。龍舟賽はその代表的なレースです。各チームのクルーは揃いの

ユニフォームを着て、狭くて非常に長いドラゴンボートに乗り込み、太鼓の音にあわせながら勝利を目指して漕ぎます。レースは町の有名な川で行われ、川の両岸には大勢の応援者がいてとても賑やかです。

飲茶(ヤムチャ)

広東省を代表する食べ物は何もない飲茶です。飲茶とは、お茶を飲むだけでなく、茶を飲みながら、点心を食べたり、友人とお話したりもします。広東人は、毎日、朝昼晩に関わらず飲茶をします。飲茶では、食事ばかりではなく、仕事や商談もします。どうして広東人はこんなにも飲茶が好きなのでしょう。理由はいくつかあります。一つには、飲茶の点心の種類が多いことです。私が知っているのは約300ですが、知らないものがまだいっぱいあるでしょう。点心は小さくて美味しく、一度の飲茶で多くの種類が味わえます。二つ目の理由は飲茶店のサービスが良いことです。注文すると、すぐに点心と茶が運ばれます。店員の態度もよく、いつも笑顔で対応してくれます。だから飲茶は楽しいのかも知れません。



と、すぐに点心と茶が運ばれます。店員の態度もよく、いつも笑顔で対応してくれます。だから飲茶は楽しいのかも知れません。

風水

広東人は風水を強く信じています。風水は、道教の陰陽五行説を応用したもので、平穏な生活と幸せを願うものです。風水では、家の位置、方角、高さが開運を決めるとされます。例えば、南向きの家では太陽の光を受けられます。これは家に元気がよく集まることを意味します。家の後ろに山があると、運氣が上がるそうです。家の中の家具の配置や家の装飾のルールもあります。おもしろいことに、広東人はよく招き猫を部屋に置きます。特に、商売を行う家では当たり前のことです。

広東と日本

広東省は香港の隣に位置したため、早くから日本の現代文化を取り入れ始めました。広東人は寿司や刺身、漫画やアニメ、Jポップ等が大好きです。日本語である「カラオケ」や「食べ放題」はよく街で見かけます。私は子供の頃から日本のアニメを見ていましたが、日本語を勉強し始めたのは日本へ来てからです。広東省では日本語のものはたいいてい中国語に翻訳されていました。ある私の友達は「機動戦士ガンダムUC」を見るためにだけに、広東から日本へ来ました。驚くべきことです。彼にとつては十分すぎる来日理由なのでしょう。

シリーズ よくわかる事業承継 第2話

オーナー企業を託すのは誰か

税理士法人 みらいコンサルティング

代表社員 松本敏朗

前回は、企業オーナー（社長又は会長等）の下に「所有と経営」が一体化している中小企業の事業承継においては、①承継者の決定、②承継者が腕を振るえる環境の整備、③自社株の移譲に伴う資金手当という3つの重要な課題があることをお話ししました。今回は、そのうち「①承継者の決定」を中心に説明します。

■「存続、譲渡、廃業」—— 3つの選択肢

事業承継を考える際、企業オーナーには3つの選択肢があります。

(図1)

(1)まずは「A存続（承継）」を期すのが当然でしょう。

その場合、①事業、企業に将来性があること、②事業、企業を託せる後継者がいること、が必須です。

①が危なっかしいようでは、目先②

が確保できても最終的に「C廃業」に至ることさえあります。①は大丈夫だが②がどうも、という場合には「B譲渡」が視野に入ってきます。

企業オーナーの選択肢

- A 存続（承継）する
- B 譲渡する
- C 廃業する

図1

法人会会報誌なので、少し横道に入らせて頂きます。「①は大丈夫だ」というための目安は何でしょうか。いろいろあるでしょうが、法人税を納付していることも重要な要素だと思えます。今、7割を超える法人が法人税を払っていないという状況が続いています。ということは、

儲け（所得）がなく、内部留保ができない、つまり将来に向かつての投資を行う余力がないということになります。また金融機関からの資金借り入れにも支障が出ます。社会・経済環境が大きく変わりつつある今、特に国際化の波に洗われつつある今、自ら変わっていくための投資が必須です。儲けて、法人税を納付し、配当や賞与を出し、内部留保を確保して投資につなげることを目指す経営を行なうて頂きたいと思っていますが、如何でしょうか。このことが、事業承継を成功裡に実行することにもなると思います。序でに言えば、今、外形標準課税（地方税）を資本金1億円以下の中小企業にも拡張することが検討されていますが、法人税を納付する企業が余りにも少ないことがその背景にあります。

(2)元に戻って、「B譲渡」についてですが、提供している商品、サービスに優位性があれば、好条件で譲渡が実現する可能性があります。譲渡先探しは仲介専門家に依頼することとが一般的でしょうが、会社の“最重要機密”を委ねるわけですから、

信頼できるところを選ばなければいけません。なお、ここでは「譲渡」と書きましたが、「事業の譲渡」や「買手企業による吸収合併」という方法ではなく、企業オーナーが保有する株式を買い取るという方法が一般的です。オーナーは現金で株の売却代金を得て、譲渡所得税を納付します。また、従業員の雇用継続がその条件とされることが殆どです。

(3)最後に「C廃業」ですが、前回紹介したように「後継者不在で年々7万社が廃業」とのこと、企業オーナーにとっても、従業員にとっても、また地域社会にとっても残念なことです。是非、「A存続」や「B譲渡」の選択肢がないかどうか、ギリギリまで挑戦して頂きたいと思っています。

■「A存続（承継）」する場合 の3つの選択肢

大きく分けて三つの選択肢があります。(図2)

(1)企業オーナーにとっても、また周りから見ても「a親族への承継」が最も順当といえるでしょう。その

場合、承継する側に「③承継の意思があること」、「④企業、事業を託すに足る資質、能力があること」の両方が必要です。また、「⑤複数の候補者（例えば兄弟）がいる場合の配慮」も必要になってきます。

「A存続（承継）する」場合の選択肢

- a 親族
- b 従業員・役員
- c 第三者

図 2

③に関しては、自身の価値観や、会社の将来性への認識など様々な要素が絡んできます。両者間の時代格差もあってなかなか難しい問題ですが、「親子断絶」とならないよう、よく話し合うことが大切です。

④はさらに難しい問題です。会社の存続や従業員の生活を一身に背負って難局に立ち向かっていくとい

う経営者の能力・資質と、No.2や従業員に求められる能力・資質は明らかに別物なので、次代の経営者としてふさわしいかどうかを見極めるのはかなりの難事です。ただ、救いはあります。苦労を重ねて磨かれたオーナーご自身の眼力は信頼できるという点、そして、人は育つていくという点です。

人が育つ、育てるということの関して、後継者候補を早くから武者修行に出すということも行われていますが、人は20代後半から30代前半に様々な体験をし、思い切り苦勞することによって目覚しく成長するといわれています。ということは、事業承継はかなり長いスパンで取り組まなければいけないということにもなります。もちろん後継者と決まってから、現場を舞台にしての「帝王教育」が欠かせません。このことからもある程度の時間が必要となります。

⑤も大事なポイントです。前回も書きましたが、オーナー企業の事業承継に当たっては後継者に経営権（社長の座）を移譲すると共に、経営権の裏付けとなる自社株式も集約していく必要があります。「何もか

も後継者に」となれば、兄弟間でも不満が出るのはやむを得ないことです。話が飛びますが相続とも絡んできます。将来へのしこりを残さないように気をつけながら何らかの手当をしていく必要があります。

(2)親族に適切な後継者が得られない場合には「b従業員・役員」に承継するという方法があり、最近増えてきています。事業のことや従業員のことをよく承知しているので、安心感があります。根っからの経営者とは異なるという面がありますが、これまでとは異なるやり方で経営を行なって新たな会社生まれ変わっていくということもあり得ます。

この場合には、若干の問題点があります。自社株を買い取る資金手当が必要ということ、現在一般的に行われている社長としての個人債務保証を求められるということですが、最近、制度面での対策がとられるようになってきました。

(3)「c第三者」（例えば金融機関から、あるいはコンサルタント等の専門家）を受け入れるという方法

があります。そのためにはある程度の時間をかけて相互理解を形成しておくことが必要でしょう。

(4)「b」「c」に関して少し補足しておきます。この場合、後継者に株を集約移譲するという方法以外に、例えばオーナー（オーナー家）がある程度の株を持ち続けながら経営を委ねるという方法があり得ます。さらに従業員持株会を設置して株の受け皿とすることも考えられます。この選択肢は、オーナー（家）と後継者と従業員の間に強い信頼関係がある場合に実現が可能です。（株の評価や譲渡課税等が関係してくるので、株の問題のところで説明します。）

今回は、誰を後継者にするのかを考える際のポイントについて紹介しました。いろいろな方法があり得ますが、時間的にも余裕を持ってじっくりと検討することが大事です。

質問などありましたら、法人会事務局あてにお願いします。

簿記研修会 初級コース (誰でも参加自由)	第5回 3月4日(水) 14時～17時頃	目黒法人会館 2階会議室	・その他の期中取引(租税公課、純資産、総勘定元帳と補助簿の関係) ・試算表の作成
	第6回 3月11日(水) 14時～17時頃		・決算の手続き1 ・決算の手続き2 ・決算の手続き3
	第7回 3月18日(水) 14時～17時頃		・決算の手続き4 ・決算の手続き5
	第8回 3月25日(水) 14時～17時頃		・決算の手続き6 ・総合練習問題
会員勸奨異業種 交流オリエンテーション (誰でも参加自由)	2月5日(木) 18時 18時～20時頃	慶興	・業種の異なる分野で活躍されている方々との交流を深め、新たな事業展開、提携のための積極的な情報交換、交流の場、会員勸奨の場として開催。
経営幹部のための 実践ビジネス データー分析セミナー (誰でも参加自由) 定員20名	2月10日(火) 14時～16時頃	目黒区民センター 5回会議室	～Excelを活用したデーター分析手法を2時間でマスター!～ 中小企業にとって、まず大切なのは自社のデータを適切に分析し、日々の事業活動に役立てること。サンプルデータとパソコンを使って、その考え方や技術をマスターしていただきます。
第1・2・3・4支部 合同講演会 (誰でも参加自由)	2月10日(火) 18時～19時30分頃	大橋会館 205号室	・演題: 正念場のアベノミクス ～景気は再上昇軌道に乗るか～ ・講師: 田村秀男氏 (産経新聞特別記者・編集委員兼論説委員)
上級救命資格者 講習会 (誰でも参加自由)	2月13日(金) 9時～17時	目黒消防署	普通救命講習の内容に、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法を加えたコースの上級救命講習で、東京消防庁から技能認定書(3年間有効)が交付
会社経営に変革をもたらすスマートフォン/ タブレットのビジネス 活用研修会 (誰でも参加自由)	2月17日(火) 14時～16時頃	目黒法人会館 2階会議室	・スマホ/タブレットの国内普及率が50%を超え、ビジネスにも大きな経営インパクトを与えようしており、特にビジネスの現場で変革が起きている「経費削減」「業務効率化」「営業力(情報提供力)強化」「福利厚生」等の事例を紹介します。
中小企業のためのBCP (事業継続計画) 入門講座 定員30名 (誰でも参加自由)	2月25日(水) 18時30分～ 20時30分	目黒区民センター 5回会議室	中小企業における事業主及び商店の経営者の方を対象に、大災害等が発生した際の事業・業務の早期復旧・継続のために最低限必要な災害に関する対応策について学ぶことを目的に講座を開催。

※上記以外にも、各種講演会・セミナー・勉強会などを企画・開催しておりますのでお問合せください

※セミナー・講演会・イベント等の参加、経営、税務、労務等の相談などのお問合せ、お申込みは公益社団法人目黒法人会事務局宛お願いします。 **FAX: 3712-8829 TEL: 3712-9588 Eメールアドレス: mg_info@tohoren.or.jp**
(他协会会员の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています)

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書(コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名:

TEL

FAX

お申込会社住所:

E-mail:

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局（TEL：3712-9588）までお問合せください。
最新のイベント情報は、当会のホームページ（<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>）をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般（厚生年金、健康保険、労働保険など） ・経営・金融など相談全般
インターネット セミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます（ http://www.tohoren.or.jp/meguro/ ） ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	2月13日(金) 13時30分	目黒税務署	新設法人対象（会員不問）税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します。（ホームページの「新設法人企業経営者の皆様に」をご覧ください）
	4月16日(木) 13時30分		
	6月26日(金) 13時30分		
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	1月23日(金) 14時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象（会員不問） 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
	2月19日(木) 14時		
	3月24日(火) 14時		
	4月24日(金) 14時		
	5月26日(火) 14時		
	6月19日(金) 14時		
	7月 3日(金) 14時		
産業精神保健講座 (誰でも参加自由) 定員 40 名	1月22日(木) 14時～16時頃	目黒区総合庁舎 3階保険予防課 機能訓練室 2階会議室	「カウンセリングとは」～心の病が治っていく過程～ 仕事や家庭のストレスなどで、カウンセリングを受けてみようか、迷われたことはありませんか？ カウンセリングとは何か、わかりやすく説明します。
新年賀詞交歓会	1月22日(木) 18時	目黒雅叙園	新年を迎えるにあたり、目黒税務連絡協議会主催による「新年賀詞交歓会」
第11支部 税務研修会 (誰でも参加自由)	1月26日(月) 18時～19時頃	ゼネラルボンド株式会社 3階会議室	テーマ：「マイナンバー制度と平成27年度税制大綱について」 講師：目黒税務署法人担当審理上席
源泉部会 第3回実務研修会 (誰でも参加自由)	1月27日(火) 14時～16時頃	目黒法人会館 2階会議室	・非居住者所得の源泉徴収（非居住者に対する課税のあらまし） ・国税庁「源泉徴収のあらまし」（お持ちでない方は用意します）をご持参下さい。
ボウリング大会 (第32回)	2月4日(水) 18時～20時頃	品川プリンスホテル ボウリングセンター	第32回ボウリング大会 参加者定員 60 名
簿記研修会 初級コース (誰でも参加自由)	第1回 2月4日(水) 14時～17時頃	目黒法人会館 2階会議室	・簿記の基礎（簿記とは、会計期間、簿記の5要素） ・日常の手続き（簿記上の取引、勘定、仕訳）
	第2回 2月13日(金) 14時～17時頃		・日常の手続き（転記、合計・残高とは、勘定の締切、いろいろな帳簿、試算表の作成、簿記一巡の手続き） ・商品売買（三分法の処理、返品・値引、諸掛り、諸元帳、有高帳、収益・費用等）
	第3回 2月18日(水) 14時～17時頃		・現金（現金の受払、現金過不足の処理） ・当座（当座預金の受払、当座借越） ・小口現金（小口現金制度・処理、出納帳） ・手形（約束手形、為替手形、裏書、割引）
	第4回 2月25日(水) 14時～17時頃		・その他の期中取引（貸付金、借入金、未収金、未払金、立替金、預り金等） ・その他の取引（固定資産、有価証券等）

目黒法人会広報誌「広報椎の木」表紙写真一般募集



目黒法人会広報誌「広報 椎の木」の表紙を、みなさまが撮影された写真の発表の場として、ご利用いただけることになりました。写真のテーマは、「素敵な『目黒』の1枚。『目黒』の歳時記。」です。ふるってご応募下さい。

○応募作品のテーマ

素敵な『目黒』の1枚。『目黒』の歳時記。

目黒に関わることを撮影された1枚をお待ちしております。

○応募資格

プロ、アマなど一切問いません。目黒区在住・在勤でなくてもかまいません。

また、応募作品点数に制限はございません。

○応募期間 随時

○発表時期 1月、4月、7月、10月の年4回発行の「広報椎の木」（発行部数：4000部）

○応募方法・お問い合わせ

下記まで、メール又は郵送にてお願いします。

公益社団法人目黒法人会広報委員会

〒153-8585目黒区中町2-43-17 Email : mg_fujie@tohoren.or.jp

編集後記

たくさんの方々のおかげで初めての編集長を無事に終えることができました。目黒の名所やお祭りなど支部以外の所も知ることができ、奥深い目黒区を知るいい機会となりました。今後もこの広報誌を楽しく手にしてもらえるように努力いたします。

編集子

抱き合おう。
幾百万の企業人よ。

者の苦労は察するに余りある。
それでも、練習が進むと、互いの音を補い合ったりする一体感が生まれてくる。

本番の舞台で「抱き合おう。幾百万の友よ。」と歌い上げると、合唱、オーケストラ、客席、全てがひとつになるような感動を覚える。

昨年末の話になるが、目黒区の「第九」に参加した。立ちっぱなしの練習や、十一月には6回もあつたハードな練習スケジュール。法人会のイベントに顔だけ出して練習会場へという日もあつた。

公募による合唱団というのは寄せ集めで、各自の合唱団で培った技術も違えばドイツ語の発音も違う。これをひとつにまとめる指導

目黒法人会は、多様な業種の法人の「よき経営者」の集まりである。仕事を通して社会に価値を送り、地道に「公益」に励んでいる。よき仲間がいれば、互いに励ますことができる。「抱き合おう。幾百万の企業人よ。」というのが、「第九」の心かも知れない。

田島順一郎



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。



記念日を寿ぐ、目黒で慶ぶ



2015 年、皆様の祝祭のパートナーとして

ご婚礼・ご宴会・忘新年会・記念式典・展示会・会議
懇親会・ご法事・ご会食・ご宿泊・・・

皆様の多彩なステージに目黒雅叙園をご利用ください。

施設のご案内

- 大小宴会場
- レストラン・ラウンジ
- 婚礼（神殿、チャペル）
- ホテル（全 23 室）
- 東京都指定有形文化財「百段階段」
- スイーツ&デリ
- アトリウムガーデン

目黒雅叙園

〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1
TEL.03-3491-4111 (代表)
<http://www.megurogajoen.co.jp>

その他、各種ご宴会、記念日のお祝い、
記念写真などのお気軽にご相談ください。

穴熊。

		手術保障		傷害通院保障		
傷害後遺障害保障	傷害休業保障	疾病入院医療費用保障	入院保障			
死亡保障	高度障害保障	傷害医療費用保障				
社長	事業承継相談費用保障	疾病入院療養一時金保障				

穴熊とは二重の防御により王将を守り抜く、最も堅牢と言われる将棋の戦術の一つ。

経営者を守る幾重もの安心を「経営者大型総合保障制度」はご提供します。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書（契約概要）」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型V

(大同生命の定期保険＋AIUのベーシック傷害保険)

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を



渋谷支社 第三営業課/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800



東京第五支店 営業一課/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-5320-2561

- ◎この資料は平成26年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書（契約概要）」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-25-1008(平成26年3月11日)